

令和5年度 第3回庁議要旨

日時：令和5年5月15日（月）
午前9時～午前9時25分
会場：庁議室

[審議事項]

- 1 石巻市地域福祉計画（第4期）における指標及び目標値の見直しについて（保健福祉部）
【後日公表】
- 2 石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画における指標及び目標値の見直しについて（保健福祉部）
【後日公表】
- 3 第2期石巻市子ども未来プランにおける指標及び目標値の見直しについて（保健福祉部）
【後日公表】

4 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の策定について（産業部）

本市では、平成30年6月に施行された「生産性向上特別措置法」（※現在は「中小企業等経営強化法」に移管）に基づいて、「導入促進基本計画」を策定し、同月15日に国から同意を得ている。これにより、中小事業者等は、「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を得ることによって、固定資産税の課税に対する特例措置等を受けることができるようになった。

「導入促進基本計画」の計画期間は、当初、国の同意の日から3年間であり、後に2年間の延長を行ったが、令和5年6月14日をもって計画期間が終了する。

計画期間の終了に際し、再度「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ることで、切れ間なく固定資産税の課税に対する特例措置を講じ、中小企業者等の前向きな設備投資や賃上げを後押しするもの。

(1) 主な内容

ア 現行の導入促進基本計画からの変更点

(ア) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等について記載している部分

平成30年時点の状況に基づいた記載を、令和5年現在の状況に基づいた記載に変更

(イ) 目標

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定目標数を40件から20件に変更

(ウ) 計画期間

「国が同意した日から5年」から「令和5年6月15日から令和7年3月31日」に変更

※いずれの変更も、「先端設備等導入計画」の認定対象となる事業者の要件（対象地域：全域、対象業種：全て）の変更を伴わないものである。

<参考>

地方税法の改正に伴い、「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者が受けることができる固定資産税の特例には、主に次のとおりの変更があった。

項目	令和4年度末までに認定を受けた事業者	令和5年度以降に認定を受けた事業者
特例率・期間	3年間 特例率：ゼロ	3年間 特例率：1／2
賃上げの 表明有り		4年間もしくは5年間（※） 特例率：1／3
対象設備	①機械装置、②工具、③器具備品、④建物附属設備、⑤構築物、⑥事業用家屋	①機械装置、②工具、③器具備品、④建物附属設備

※令和5年度中に取得：5年間、令和6年度中に取得：4年間

(2) 今後の予定

令和5年5月 導入促進基本計画の協議書を国へ提出

6月 導入促進基本計画の同意

5 公有水面埋立に関する意見について（産業部）

本市管理の第1種漁港「小網倉漁港」において、船揚場を整備するにあたり、当漁港東側の公有水面を埋め立てて用地を確保するため、宮城県知事に対し、埋立免許の出願を行った。

公有水面埋立法の規定により、埋立免許の出願を受けた都道府県知事は、地元市町村長に意見を求めることとされている。

宮城県知事からの意見聴取に対し、本市の意見を回答するもの。

(1) 主な内容

埋立に異議がない旨を回答する。

【埋立概要】

埋立箇所 石巻市小網倉浜小網倉85番に隣接する公有水面

埋立区域の面積 676.35㎡

埋立地の用途 漁港施設用地

【整備年度】

令和4年度から令和5年度の2か年度整備

(2) 今後の予定

令和5年6月 市議会第2回定例会に「公有水面埋立に関する意見について」を提案

7月 公有水面埋立免許に関する意見の答申

6 石巻市21世紀の田園文化創造基金の廃止について（産業部）

本基金は、緑豊かで活力のある田園文化形成のための地域活動の強化支援を図るため設置されたが、近年の基金活用の実績はなく、また、本基金と同様の目的である多面的機能支払交付金制度が平成26年度に創設されたことから、今後も基金利用の見込みがない状況である。

本基金を廃止し、農業関連施設等の修繕等に係る経費に充当するもの。

(1) 主な内容

石巻市21世紀の田園文化創造基金条例を廃止する。

(2) 今後の予定

令和5年6月 市議会第2回定例会に石巻市21世紀の田園文化創造基金条例の廃止について提案

[報告事項]

1 証明書等コンビニ交付サービス利用時のスマートフォンの利用について（市民生活部）

本市では、平成30年7月からマイナンバーカード（以下「カード」という。）を活用し、コンビニエンスストア等の多機能端末を介して証明書等の交付を行い、休日も含め午前6時半から午後11時まで、身近で気軽に住民票等を入手できる、市民サービスを提供している。

国においては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、カードの利便性の向上等を図るための関係法令が改正され、その中で、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」の発行に関する規定が盛り込まれた。

法改正に応じた関係例規の整備により、証明書等コンビニ交付サービス利用時の移動端末設備（以下「スマートフォン」という。）の利用も可能とし、デジタル社会の形成を推進するもの。

(1) 主な内容

コンビニ交付サービス利用の際、カードだけではなく、スマートフォンでもサービス提供が受けられるようになる。

国では、コンビニ等に設置されているマルチコピー機の改修及びスマートフォンアプリのインストールなどが必要なため、コンビニ交付サービスでの当該事業開始時期は、早くても本年秋頃の見込みとなっている。

(2) 今後の予定

令和5年6月 令和5年市議会第2回定例会に、石巻市印鑑条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：公布の日から施行）

令和5年中～ 国の進捗状況に応じて、コンビニ交付サービス利用時のスマートフォン対応に係る内容を市ホームページ・市報等で周知

【その他】

なし

以上